

【新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン】

<受付>

- ① 受付者はマスクを着用する。窓口にはアルコール消毒（手・指消毒）を設置する。
- ② 受付付近の飛沫予防対策を実施する。また、随時消毒（イス・机・筆記用具等）を行う。
- ③ お客様同士が一定の距離を保てるスペースを確保する。
- ④ 定期的な換気を行う。
- ⑤ 非接触型での精算を推奨する。
- ⑥ お客様の検温を行い健康状態の確認。発熱等の風邪症状および嗅覚味覚障害の際は入校をお断りする。
- ⑦ 事前予約のお客様には、各人の健康確認のお願いと、当日発熱等の風邪症状および嗅覚味覚障害の際は入校をお断りする可能性があることを説明しておく。

<集合場所>

- ① 屋外・屋内を問わず、一定の距離が保てるスペースを確保する。

<レッスン>

- ① インストラクターはマスク着用もしくはネックウォーマーの類を口鼻まであげて着用する。
- ② お客様の立ち位置およびインストラクターの立ち位置は、状況に応じて、他の滑走者に対しての安全が確保されると思われる範囲で距離を保つ事を推奨する。
- ③ トレーンにおいては適切な間隔を保つ。
- ④ 初心者・初級者・子供へのレッスンにおいては、濃厚接触に対して更なる留意を行う。特に呼気を近づけない事に留意する。また、共有する用具等については、留意事項を関係者と協議する。
- ⑤ 教育旅行等のグループレッソンは学校・主催者の意向に留意する。

<屋内ミーティング>

- ① 三密を避ける環境で行う。その環境が準備できない場合は屋内では行わない。
- ② 教育旅行等においては、実施について学校・主催者の意向に留意する。

<リフト・ゴンドラ乗車>

- ① 当該索道会社の定めるガイドラインに準ずること。

<屋内休憩>

- ① マスク着用もしくはネックウォーマーの類を口鼻まであげて着用する。
- ② 互いの距離が保てる事を推奨する。

<インストラクターの滞在および健康管理>

- ① 宿舎内においては当該宿舎のガイドラインに準ずる事が前提ではあるが、健康管理および生活環境に十分留意する。
- ② 検温および健康チェックを毎日実施する。

<感染発症の際の対策>

- ① 発熱時および発症が疑われる際の医療関係との連携を確認しておく。
- ② 発熱時および発症が疑われた際の隔離体制を確認しておく。

※本ガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の「新型コロナウイルス(COVID-19)スマートライフのために」の情報に基づき作成しております。

<https://corona.go.jp/prevention/>